

## 議案第87号

### 損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月23日提出

養父市長 広瀬 栄

1 相手方 (住所)  
(氏名)

### 2 事案の概要

平成23年7月、養父市八鹿町国木地内の市有法面陥没により、虹の街分譲地で土地が地盤沈下し、建物に亀裂が入るなどの被害が生じたものである。

3 損害賠償額 10,940,000円

4 過失割合 市 100% 相手方 0%